

市営住宅だより

平成24年夏号(平成24年8月1日)発行

編集・発行：新潟市 住環境政策課 問い合わせ：025-226-2817

サービス
センター
問
い
合
わせ

・万代サービスセンター：中央区万代4丁目1番8号 文光堂ビル2階
025-374-5410 (北区、東区)

・白山サービスセンター：中央区白山浦1丁目614番地5 白山ビル1階
025-234-5252 (中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区)

◆◇収入申告書の提出はお済みですか◆◇

収入申告は、平成25年4月からの家賃を決めるために必要な手続きです。

提出されない場合は、その住宅の最高家賃額で算定されます。

これから手続きされる方は、担当のサービスセンターへ

早めにご提出ください。



〈家賃の納入について〉

家賃を1ヵ月でも滞納すると「督促状」が入居者あてに届きます。その後も滞納が続いた場合は、連帯保証人に対しても、催促を行うこととなります。

毎月必ず納期限までに納めてください。

◆◇各種の届出・申請◆◇

手続きについては、各サービスセンターへご相談ください

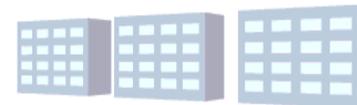
- 同居する世帯の構成が変わった
・出生、死亡、転入、転出等
- 市営住宅から引っ越す予定がある
- 連帯保証人を変更したい
・保証人が高齢、または、すでに亡くなっている場合等
- 駐車場の使用車両が変わった

◆◇家財保険でご自身の財産を守りましょう◆◇

今年度に入り、市営住宅で立て続けに火災が発生しています。火災が発生すると、火や煙だけでなく、消火活動の放水により家具や電化製品等の家財道具に被害を受けることがあります。

特に、火元の下階の住宅に放水の影響が及んでいます。

他の住宅の火災により被害を受けた場合、建物の修繕は新潟市で行いますが、家財道具への被害は、当事者間での話し合いとなります。



〈家財に含まれるもの〉

【生活関連の動産全般】

・テレビや冷蔵庫等の

電化製品

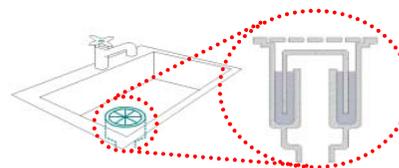
・家具、布団、洋服等



このような場合に、火災保険のうち、家財を対象とした保険に加入していると保障が受けられます。詳しくは、各損害保険会社へお問い合わせください。

◆◇排水管のつまりに注意◆◇

排水管のつまりの原因の多くは、油分・石けんカス・髪の毛等によるものです。つまりの解消にかかる費用は、原則、入居者の負担となりますので、日ごろからつまりの原因をつくらないようにしましょう。



〈日々のお手入れでトラブル防止〉

- ①排水口に油・ゴミ・髪の毛を流さないようにする
- ②油は排水口に直接流さず、固化剤を使うなどして、燃やすゴミとして廃棄する
- ③定期的な掃除を心がける
・パイプ洗浄剤は使用説明書をよく読んで正しく使う
・月に1回程度、流しのシンクに半分ほど溜めたぬるま湯を 一気に流して、つまりを解消する

◆◇生活騒音について◆◇

日常生活を営む上で、生活音は必ず発生するものですが、集合住宅においては、時にトラブルにつながるケースも見受けられます。お互いに気をつけトラブル回避に努めましょう。

〈トラブルにつながりやすいケース〉

- 夜に洗濯機・掃除機を使う
- 夜に居室内で動き回ったり騒いだりする
- 敷地内での自動車やオートバイ等を空ぶかし・アイドリングする
- 強く玄関ドアを開け閉めする音を立てて階段を昇り降りする